

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成28年9月21日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」といいます。）第242条第6項の規定に基づき、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は追加証拠を提出するとともに、平成28年11月4日に陳述を行いました。

4 請求の要旨

(1) 契約金額が高額であることについて

横浜市は業者から入札前に徴取した下見積りに、根拠も妥当性も曖昧な掛率を、しかも他の官公庁／独法と比較して遥かに高い率を掛けて予定価格を算出しており、その結果として予定価格が取引の実例価格とはかけ離れた高値になっています。

しかも横浜市は高い予定価格の90～95%前後を最低制限価格とし、それを下回った応札は失格としている為に、「自由で公正な競争を通じて妥当な価格レベルに収斂していく」という競争入札制度の価格適正化メカニズムが働かず、価格が高止まりする構造になっています。

この結果として、例えば2014年度に入札が行われた大口3案件では、エスカレーターは比較的妥当と思われる類似仕様の官公庁直接発注案件の価格の3倍以上、エレベータでも2倍以上という高値で落札されていますし、2015年度のエレベータ入札案件も同様の比較で2.5倍前後の高値になっており、ベラボウな税金の無駄遣いが常態化しています。

(2) 不自然な入札結果について

横浜市の昇降機設備工事入札では、談合の疑いがある“不自然な入札”が繰り返

されています。

中小業者は主に特殊工エレベータ（荷物用・自動車用・油圧等）や階段昇降装置・小荷物専用エレベータ等のニッチ分野が事業分野であり、官直案件の大半を占める一般エレベータ（乗用・人荷用・非常用住宅用等）の領域では民需案件の受注実績は殆ど無い、というか『民需では顧客から声すら掛からない』のが実態です。

横浜市では不自然な入札の結果として、中小業者が53.9%という高シェアを占め、中でもA社は26.7%ものシェアでトップの座を確保するという異常な事態になっています。

信頼性の高いエレベータを公共施設に納めることを要求します。

(3) 昇降機供給業者としての適性等の調査・確認について

横浜市で件数トップシェアのA社は、日本／韓国／台湾の部品メーカーから最重要機器を含め主要機器を買い集めてエレベータを納入していますが、安全性・信頼性が厳しく要求される昇降機の供給業者としての適性、特に同社のシステム設計能力・品質保証体制・トラブル時の対応能力等について横浜市が十分な調査・確認を行われているのかどうか、大いに疑問があります。

(4) レポートに対する回答がないことについて

こうしたおかしな入札の実態について、これまで2013年1月と本年5月の二度に涉って横浜市長宛てにレポートをお送りし、『当方より指摘した事実の徹底した究明を行い、その結果に基づき早急に適正かつ適法な対処をされるよう』要請しました。

しかしながら、いずれのレポートに対しても横浜市からは”NO REPLY”であり、レポートを受け取ったとの連絡すらなく、完全に黙殺されています。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成28年11月4日に、財政局職員及び建築局職員から陳述を聴取しました。

2 関係職員の陳述の要旨

(1) 契約金額が高額であることについて

ア 予定価格

(ア) 設計価格の算定

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号において、設計価格に対する予定価格の切下げは違法とされているため（「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行第19号・国土入企第15号））、予定価格は積算された設計価格をそのまま用いています。

昇降機設備工事の設計価格を決定するため、国土交通省監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に基づいて設計した内容を同省監修の「公共建築工事積算基準」及び横浜市建築局公共建築部が定める「電気設備工事積算要領」に従い積算を行っています。その積算基準では、昇降機設備工事の積算は見積を参考に定める（「公共建築工事積算基準」第5編第1章第1節（1））となっています。

(イ) 見積りの査定率

見積りを参考に積算するにあたり、横浜市建築局では、建築局見積審査委員会設置要綱及び同実施要領に基づき、建築局見積審査委員会を設け、過去の落札率（=落札価格/予定価格）の値とその動向を参考に、徴収した見積価格の補正方法について定めています。これらに基づいて主なエレベーターメーカー10社程度から徴収した見積りの最低金額を補正し積算して設計価格を決定しています。また、工事の設計価格は、同様の仕様の他自治体の公共工事の設計価格と比較することで妥当な設計価格であることを確認しています。

以上から見積価格の補正は妥当であり、それに基づいて積算した設計価格は適正です。

(ウ) 仕様に応じた価格の算定方法

平成26年度の入札大口3案件のエレベーターは、不特定多数の市民が利用する区総合庁舎の特徴にあわせた特別な仕様になっているため、横浜市立小中学校等の標準的な仕様より設計価格が高くなっています。そのため、平成26年度の入札大口3案件のエスカレーター及びエレベーターは、他自治体の公共工事の契約

実績を参照できませんが、(ア)で示した適正な方法で設計価格を算出し決定しており、これらは適正であると考えます。

また、2015年度の入札案件のエレベータも同様に設計価格を決定しています。これらの案件は、横浜市立小中学校等の標準的な仕様であるため、同様の仕様の他自治体の公共工事の契約実績を参照することで妥当な設計価格であることを確認しています。

イ 最低制限価格

(ア) 制度の概要

横浜市では、工事の適正な施工の確保のため、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者としています（自治法第234条第3項、自治法施行令第167条の10第2項及び横浜市契約規則第21条の3）。

(イ) 横浜市の最低制限価格の算定式

最低制限価格は予定価格の70%から95%までの範囲内で（横浜市契約規則第13条の3第1号）、次の計算式に基づいて算出しています（横浜市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱第3条第1号）。

【最低制限価格の計算式】

$(\text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08 \times \text{ランダム係数}$

* 式中の「ランダム係数」は1～1.005の範囲で無作為に抽出した数値

この計算式は「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「協議会モデル」といいます。）に準ずるものです（「低入札価格調査における基準価格の見直しについて」（平成28年3月18日付け総行第216号・国土入企第19号））。本通知では、ダンピング受注防止の観点から、この協議会モデルを適宜見直すこととしており、各自治体もこの協議会モデルの見直しを踏まえ、適切に最低制限価格の算定方式を見直すことが求められています。

昇降機設備工事の最低制限価格もこの計算式に則って適正に算出されたものであり、工事の適正な履行の確保の観点から妥当なものです。

(2) 不自然な入札結果について

横浜市の工事入札においては原則、競争性の高い一般競争入札を採用しており、案件ごとに入札参加資格を定めています。

横浜市の昇降機設備工事の入札では、入札参加資格として昇降機設備工事の施工実績を求めるとともに、競争性確保の観点から市内業者（市内に本店のある事業者：登録事業者数は4者）だけでなく、準市内業者（市内に本店はなく営業所が市内にある事業者：登録事業者数は14者）も入札参加可能としています。また、請求人の主張によれば中小事業者は、民需では顧客から声すらかからないとのことですが、横浜市では大企業、中小企業などの企業規模での制限を設けず、広く入札参加者を募り競争性を確保しています。

事業者が入札に参加するかどうかの決定については、各事業者の利益見込や受注意欲、技術者等の配置状況など様々な要因があります。そのような背景の中、結果的に中小事業者が多くの案件を落札したとしても、それは競争入札の結果であり、不自然な入札であるとはいえないと考えています。

(3) レポートに対する回答がないことについて

平成25年に受領した1回目のレポートについては、文書保存年限が経過し、受領時の対応について記録がなく不明です。なお、平成28年5月に受領した2回目のレポートについては、5月16日に請求者にレポートを受領した旨の電話連絡を差し上げたところ、請求人からレポートの内容などについて30分ほど説明いただくとともに、請求人に対して最低制限価格等の決定方法などの説明をしています。

第4 監査委員の判断

1 監査対象事項の決定

請求書及び同請求書に添付された事実証明書を検討した結果、次のとおり監査対象事項を決定しました。

(1) 契約金額が高額であることについて

請求人は、横浜市の昇降機設備工事契約について、予定価格が他の官公庁の実例価格に比べて著しく高額であり、予定価格に対する最低制限価格の割合が高率であるため、契約金額が高額になっている旨主張しています。この請求人の主張する点について違法又は不当な契約の締結若しくは公金の支出に該当するかを監査対象事項と決定しました。

(2) 不自然な入札結果及び昇降機供給業者としての適性等の調査・確認について

自治法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分等があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課徴収、財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

請求人は、不自然な入札の結果、昇降機市場の大手・中堅企業の全国的シェアと異なり、横浜市では中小企業の落札件数が多いことを理由に信頼性の高い昇降機を納めるよう求めること及び落札者が昇降機供給業者としての適性等を有しているか調査・確認を求めることを主張しています。

監査委員は、これらの主張は横浜市に対して昇降機供給業者の信頼性の確保を求める趣旨であると解し、このことは、前述の財務会計上の行為に該当しないので、住民監査請求の対象事項に当たらないと判断しました。

(3) レポートに対する回答がないことについて

請求人は、自身が送付した横浜市の入札実態に関するレポートについて、横浜市が回答しない旨主張しています。

しかし、このことは、前述の財務会計上の行為に該当しないため、住民監査請求の対象事項に当たらないと判断しました。

2 事実関係の確認

請求人の請求書、事実証明書、提出書面及び請求人の陳述並びに関係職員の陳述及び提出書面により、監査対象事項について次の事実を認めました。

(1) 予定価格

横浜市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号において、設計価格に対する予定価格の切下げは違法とされているため、予定価格は設計価格をそのまま用いています。

そのため、以下、設計価格について検証します。

ア 設計価格の算定

建築局では、昇降機設備工事の設計価格算定にあたっては、国土交通省監修の「公共建築工事積算基準」に基づいて、建築局が作成した「電気設備工事積算要領」により、専門工事業者からの見積価格等を参考に決定しています。

この場合、設計単価に実勢価格を反映させるため、徴収した見積価格に査定率を乗じて補正しています。

イ 見積価格の査定率

平成14年度から17年度は、国土交通省へのヒアリングにより標準的な昇降機の仕様及び価格を確認し、横浜市で同じ仕様の昇降機について専門工事業者から参考見積を徴収して最も低い価格のものと比較し、査定率を設定していました。

平成18年度以降は、過去2年間の横浜市の昇降機設備工事の落札率の変動率によって、前年度の査定率を毎年補正し、当年度の査定率としています。

ウ 仕様に応じた昇降機単価の算定

建築局では、横浜市の市立学校や地域ケアプラザなどに設置する標準的な仕様の昇降機と、それ以外の昇降機とに分けて昇降機の単価を決めています。

(7) 標準的な仕様の昇降機

標準的な仕様の昇降機については、5類型の仕様を定め、年度末に昇降機の専門工事業者11者から、参考見積を徴収し、最も低い見積価格に査定率を乗じて、それぞれ翌年度用の標準単価を算定しています。翌年度の昇降機設備工事については、この標準単価を用いて設計価格を決めています。

なお、標準単価は、国土交通省が構築中のエレベータ設備工事価格等情報データベースに係る他自治体の契約実績を参照しています。

請求人の主張を受け、建築局において、平成27年度に横浜市が入札を行った標準的な昇降機設備工事3件について、平成27年度から28年度までの他自治体（東京都、埼玉県、神戸市、川崎市）の同様な仕様の昇降機設備工事12件の設計価格と比較したところ、横浜市の3件の平均価格は、他自治体の平均価格の約9割となっています。

(イ) 標準的な仕様でない昇降機

上記5類型に該当しない標準的な仕様でない昇降機に関しては、発注案件ごとに専門工事業者5者以上から参考見積を徴収し、最も低い見積価格に査定率を乗じて単価を算定し、昇降機設備工事の設計価格を決めています。

請求人が指摘する3つの区総合庁舎の昇降機についても、標準的な仕様ではなかったことから、それぞれの発注案件ごとに専門工事業者5者以上から参考見積を徴収し、総合価格が最も低い見積価格に査定率を乗じて単価を算定し、昇降機設備工事の設計価格を決めています。

請求人の主張を受け、建築局において、3つの区総合庁舎のエレベータの基本性能のうち定員と速度が同じであると入札情報等で把握できた東京都の昇降機設備工事8件の設計価格と、横浜市の3つの区総合庁舎のエレベータを比較したところ、定員と速度以外の仕様に違いがあることから正確な比較ではありませんが、1台当たりの設計単価を比較すると、横浜市の3つの区総合庁舎の設計単価は、定員15名で速度90m/minのエレベータの横浜市の価格は東京都3件の平均価格の1.5倍、定員15名で速度105m/minのエレベータの横浜市2件の平均価格は、東京都5件の平均価格の約9割となっています。

(2) 最低制限価格

ア 制度の概要

自治法第234条第3項は、「普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約に

については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。」と規定しています。

同条同項のただし書きを受け、自治法施行令第167条の10第2項は、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」とし、地方公共団体は一般競争入札により工事等の請負契約を締結するに際して、最低制限価格制度を採用することができる旨規定しています。最低制限価格制度は、「落札となるべき入札価格が不合理なものであって、その者と契約を締結するときは、契約不履行に陥り、その結果、普通地方公共団体が損害を蒙ることが予想されるような場合であっても、この者を落札者としなければならないというような不合理を防止しようとするものである」（松本英昭「新版 逐条地方自治法」〈第8次改訂版〉885頁）とされています。

これを受け、横浜市では、横浜市契約規則第21条の3において、「市長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が最低制限価格に満たないときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」と規定しています。横浜市では、総合評価落札方式及びWTO対象の工事を除き、一般競争入札に付す工事等の請負契約については最低制限価格制度を導入しており、昇降機設備工事について最低制限価格制度が採用されています。

なお、最低制限価格制度と同様の目的を持つ制度として低入札価格調査制度があり、この制度は基準価格を設定して、当該価格を下回る入札の場合にも履行が可能であることが認められれば落札業者と認められるものです。

イ 横浜市の最低制限価格の算定式

横浜市では、横浜市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱により、協議会モデルに準拠した最低制限価格の算定式を定めています。協議会モデルには法的拘束力はなく、必ず準拠しなければならないものではありませんが、横浜市を含む多くの自治体の最低制限価格の算定式は、この協議会モデルに準拠しています。また、各自治体が政策的に協議会モデルと異なる算入率とすることもあり、各自治体の算定式は一律ではありません。

横浜市の最低制限価格の算定式は、次のとおりです。

$$(直接工事費 \times 1.0 + 共通仮設費 \times 0.9 + 現場管理費 \times 0.9 + 一般管理費 \times 0.55) \times 1.08 \times \text{ランダム係数}$$

* 「ランダム係数」は1～1.005の範囲で無作為に抽出した数値

協議会モデルでは直接工事費の算入率は0.95ですが、横浜市の算定式は直接工事費の算入率が1.0となっており、その結果、協議会モデルよりも高い最低制限価格が算定されます。

ウ 他自治体における最低制限価格の状況

横浜市と同様、最低制限価格の算定式における直接工事費の算入率が1.0となっている都道府県は4県（新潟県、福井県、和歌山県、沖縄県）、政令指定都市は1市（川崎市）あります。なお、神奈川県は直接工事費の算入率が0.98となっています。

また、最低制限価格の上限を設けていない都道府県は9都県（東京都、神奈川県、秋田県、新潟県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、沖縄県）、政令指定都市は4市（仙台市、さいたま市、神戸市、北九州市）あります。最低制限価格の上限が横浜市と同様に予定価格の95%である政令指定都市は2市（川崎市、相模原市）あります。

なお、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度は、すべての都道府県及び政令指定都市で採用されています。

エ 最低制限価格の見直しの動向

横浜市の最低制限価格の算定式については、総務省及び国土交通省からの通知「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」に準拠して見直しを行っています。

特に平成21年度以降、ダンピングの防止及び工事の品質確保等を理由に、前記通知において最低制限価格及び低入札価格調査の基準価格が段階的に引き上げられており、横浜市だけでなく多くの自治体で最低制限価格を引き上げています。

3 結論

以上を踏まえ、次のように判断しました。

請求人は、横浜市の昇降機設備工事契約について、予定価格が他の官公庁の実例価格に比べて著しく高額であり、予定価格に対する最低制限価格の割合が高率であるため、契約金額が高額になっている旨主張しています。このため、予定価格及び最低制限価格は適正に定められているか、また、予定価格及び最低制限価格は他自治体と比較し著しく高いといえるか検討します。

(1) 予定価格に係る請求人の主張の検討

請求人は、当該3つの区総合庁舎の昇降機設備工事について、請求人が比較的妥当と考える類似仕様の官公庁直接発注案件と比較して、予定価格が取引の実例価格とはかけ離れた高値になっている旨主張しています。

建築局は、横浜市の市立学校や地域ケアプラザなどに設置する標準的な昇降機について、5種類の仕様を定め、年度末に昇降機の専門工事業者11者から、参考見積を徴収し、最も低い見積価格に査定率を乗じて、それぞれ翌年度用の標準単価を算定しています。翌年度の昇降機設備工事については、この標準単価を用いて設計価格を決めています。

なお、標準単価は、国土交通省が構築中のエレベータ設備工事価格等情報データベースに係る他自治体の契約実績を参照しています。

建築局において、平成27年度に横浜市が入札を行った標準的な昇降機設備工事3件について、平成27年度から28年度までの他自治体の同様な仕様の昇降機設備工事の設計価格と比較したところ、横浜市の平均価格は他自治体の平均価格の約9割にとどま

っています。

また、3つの区総合庁舎の昇降機については、定員、速度、停止数等の基本仕様だけでなく、乗場やかご室などの材料や仕様、複数台数時の自動運転方式、付加仕様等がそれぞれ異なることから、比較ができるような他自治体の昇降機設備工事の契約実績がなく、2(1)ウのとおり発注案件ごとに専門工事業者5者以上から参考見積を徴収し、総合価格が最も低い見積価格に査定率を乗じて単価を算定し、設計価格を決めています。

建築局において、3つの区総合庁舎のエレベータの基本性能のうち定員と速度が同じであると把握できた東京都の昇降機設備工事の設計価格と、横浜市の3つの区総合庁舎のエレベータを比較したところ、定員と速度以外の仕様に違いがあることから正確な比較ではありませんが、1台当たりの設計単価を比較すると、横浜市の3つの区総合庁舎の設計単価は、定員15名で速度90m/minのエレベータの横浜市1件の価格は東京都の平均価格の1.5倍、定員15名で速度105m/minのエレベータの横浜市2件の平均価格は、東京都の平均価格の約9割となり、いずれも設計単価が著しく高額であるとは認められませんでした。

請求人においても、自らが調査した官公庁案件約300件のうち、280件は極端に高く、残りの比較的妥当な20件の中でも、比較に用いた案件は最も低いものと認めています。

以上の点から横浜市の標準的な仕様の昇降機設備工事と3つの区総合庁舎の昇降機設備工事は、要領等に定められた算出方法に基づき適正に設計価格が算定されていることが認められます。また、他自治体の設計価格との比較においても、全体的に横浜市の設計価格が他自治体の実例価格とかけ離れた高値になっているものとは認められませんでした。

(2) 最低制限価格制度に係る請求人の主張の検討

請求人は、横浜市は予定価格の90%から95%前後を最低制限価格としているため、価格が高止まりしており、最低制限価格を撤廃するか大幅に引き下げるよう主張しています。そこで、この点につき検討します。

まず、最低制限価格制度を導入するか否かは、法令上任意であり、横浜市はダンピングの防止や工事の品質確保等のために採用しています。

次に、予定価格に対して最低制限価格をどのような割合とするかは、法令上任意となっており、横浜市では平成26年6月から、工事の品質確保に加え、市内中小企業の採算性の改善などの観点から、最低制限価格の算定式のうち、資材費や労務費など企業による工夫の余地が少ない経費である直接工事費に1.0を乗じています。協議会モデルでは直接工事費の算入率は0.95であるため、横浜市の場合、昇降機設備工事の最低制限価格が協議会モデルよりも高く算定され、昇降機設備工事の場合は、予定価格に占める直接工事費の割合が一般的な工事に比較して高い割合を占めるため、最低制限価格は予定価格の95%近い金額になります。

しかしながら、ダンピングの防止や工事の品質確保等という政策的な課題を達成するため、直接工事費の算入率や最低制限価格の金額をどのように設定するかは、各自治体の裁量に委ねられています。

さらに、横浜市と同様に直接工事費の算入率を1.0と設定している自治体もあり、他の多くの自治体も、近年、最低制限価格を引き上げ、直接工事費の算入率を0.95としていることが認められます。

以上の点から、横浜市が最低制限価格制度を採用していること、また、昇降機設備工事の最低制限価格が予定価格の90%から95%になっていることについては、裁量の範囲内であることが認められます。

以上(1)、(2)により、横浜市は昇降機設備工事の契約にあたり、予定価格及び最低制限価格の設定を適切に行っており、また、予定価格については他自治体の実例価格と比較して著しく高額であるとは認められないことから、違法又は不当な契約の締結若しくは違法又は不当な公金の支出に該当するとの請求人の主張については、理由がないと判断しました。

(参 考) 住民監査請求書 (一部修正済)

1. 請求の要旨

<A>横浜市では昇降機設備工事に関しては昇降機業者への直接発注としており、都度入札によって契約業者を決定していますが横浜市の入札のやり方には重大な瑕疵があり、その結果高値発注が続き、ザックリ見て毎年億円単位の税金の無駄遣いが現在まで延々と繰り返されています。

(A-1) 横浜市契約規則では予定価格設定について『契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない』と規定しています。

横浜市は業者から入札前に徴取した下見積りに、根拠も妥当性も曖昧な掛率を、しかも他の官公庁/独法と比較して遥かに高い率を掛けて予定価格を算出しており、その結果として予定価格が取引の実例価格とはかけ離れた高値になっています。

(A-2) しかも横浜市は高い予定価格の90~95%前後を最低制限価格とし、それを下回った応札は失格としている為に、「自由で公正な競争を通じて妥当な価格レベルに収斂していく」という競争入札制度の価格適正化メカニズムが働かず、価格が高止まりする構造になっています。

(A-3) この結果として、例えば2014年度に入札が行われた大口3案件では、エスカレータは比較的妥当と思われる類似仕様の官公庁直接発注案件の価格の3倍以上、エレベータでも2倍以上という高値で落札されていますし、2015年度のエレベータ入札案件も同様の比較で2.5倍前後の高値になっており、バラボウな税金の無駄遣いが常態化しています。

<2014年度入札大口3案件> : 落札額1億円超の案件を大口と称す

: 港南区総合庁舎移転新築工事 (昇降機設備工事) (その2) ← (以下港南区総合庁舎と称す)

: 南区総合庁舎移転新築工事 (第1・2工区昇降機設備工事) ← (以下南区総合庁舎と称す)

: 金沢区総合庁舎改築工事 (第1工区昇降機設備工事) ← (以下金沢区総合庁舎と称す)

横浜市の昇降機設備工事入札では、談合の疑いがある“不自然な入札”が繰り返されています。

(B-1) 横浜市の入札では、大手3社 (三菱・日立・東芝)・中堅2社 (Otis・Fujitec) がまともに応札せず、応札率 (応札件数÷総件数) は18%~49%とすこぶる低率である一方で、中小業者であるA社は73%という極めて高い応札率を示しています;

(図省略)

その結果として応札参加者が少ない競争性に乏しい入札が繰り返されています。

(図省略)

(B-2) 日本の昇降機市場は三菱・日立・東芝の大手3社が77%前後のシェアを持ち、Otis・Fujitecの中堅2社の分を含めた上位5社のシェアは約95%にもなるという典型的な寡占市場です。

中小業者は主に特殊エレベータ（荷物用・自動車用・油圧等）や階段昇降装置・小荷物専用エレベータ等のニッチ分野が事業分野であり、官直案件の大半を占める一般エレベータ（乗用・人荷物・非常用住宅用等）の領域では民需案件の受注実績は殆ど無い、というか『民需では顧客から声すら掛からない』のが実態です。←（*昇降機業者の事業概要はPage13の<表20>を参照方）

ところが横浜市では不自然な入札の結果として、中小業者が53.9%という高シェアを占め、中でもA社は26.7%ものシェアでトップの座を確保するという異常な事態になっています。

(図省略)

<C>横浜市で件数トップシェアのA社は、日本／韓国／台湾の部品メーカーから最重要機器を含め主要機器を買い集めてエレベータを納入していますが、安全性・信頼性が厳しく要求される昇降機の供給業者としての適性、特に同社のシステム設計能力・品質保証体制・トラブル時の対応能力等について横浜市が十分な調査・確認を行われているのかどうか、大いに疑問があります。

(図省略)

<D>こうしたおかしな入札の実態について、これまで2013年1月と本年5月の二度に涉って横浜市長宛てにレポートをお送りし、『当方より指摘した事実の徹底した究明を行い、その結果に基づき早急に適正かつ適法な対処をされるよう』要請しました。

しかしながら、いずれのレポートに対しても横浜市からは”NOREPLY”であり、レポートを受取ったとの連絡すらなく、完全に黙殺されています。

(1回目) : 2013年1月22日付 : 横浜市発注昇降機設備工事入札の件

⇒ (1月24日横浜市受領・簡易書留問合せNo. 379-42-57571-6)

(2回目) : 2016年5月10日付 : 横浜市発注昇降機設備工事入札の件 (No. 2)

⇒ (5月12日横浜市受領・簡易書留問合せNo. 401-21-22326-2))

*上記2件のレポートのコピーを本信に添付します。

“公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律”第3条では、「契約の過程並びに契約の内容の透明性確保」「公正な競争の促進」「談合その他の不正行為排除の徹底」を規定していますが、この法律を受け2006年8月25日付の財務大臣通達（財計第2017号）では次の通り述べています；

③ 予定価格の設定予定価格についてはより一層適正な設定に努めるものとする。また不自然な入札結果について統計的な分析を行うことにより談合等の排除に努めるものとする（以下略）

『不自然な入札結果について統計的分析を行うことにより談合等の排除に努める』という責務を負っている横浜市が、『エレベータビジネスのプロの立場から、不自然な入札結果について統計的な分析に基づき問題点を通報したレポート』を黙殺するなど、あってはならないことですし、こうした横浜市の対応は職務怠慢or“不都合な真実の隠蔽”とのそしりを免れないものです。

当方から提出したレポートを受領されたにも拘わらず、横浜市が入札実態の検証作業を行わず、適切かつ適法な対応を取られなかった不作為の結果として、不自然な入札に何一つメスが入れられず、多額の税金の無駄遣いが延々と繰り返されているのはゆゆしき問題であり、横浜市のこうした対応は極めて不当なものであると言わざるを得ません。

<E>横浜市に求める措置

(E-1) 2013年1月22日付けと本年5月10日付けの弊レポート、さらには本信4頁以降で指摘した内容を踏まえ、横浜市が実施してきた昇降機設備工事入札の実態について徹底的な調査・検証を行い、その結果に基づき早急に適正かつ適法な対処をされるよう要請します。

また調査・検証の結果と、横浜市がとられた対応（*対応されない場合にはその理由）について当方への連絡を含め公表して頂きたい。

(E-2) 昇降機設備工事入札のあり方について抜本的な見直しを行うことを要請します。

欧米等では官民を問わず殆どの案件で、客先の利益代表者としてのエレベータコンサルタントが介在し、①昇降機仕様の作成、②昇降機業者の資格審査、③入札時の技術・価格評価、④工事遂行の監督、⑤検収などの業務を行っていますので、横浜市のような問題は起こりません。

日本にはエレベータコンサルタントが存在せず、今回指摘した問題の抜本的解決は容易ではありませんが先ず必要なのは“競争入札制度”の本来の機能を回復させることで、少なくとも以下に述べる対策を軸に、有効と見做される対策を着実に積み重ねていかれるよう要請します。

- ① 国交省が作成している価格情報のみならず、自治体間での価格情報の交換、データベース構築、価格査定専門家の活用など、業者の下見積りに左右されない価格査定システムを作り上げる、
- ② 部局毎にバラバラに入札を行っている昇降機設備工事の調達業務を一元化するか、少なくとも予定価格の設定を主体に、部局を横通しにした入札の審査orチェック機関を設ける、
- ③ 予定価格を設定する為に業者から徴取した下見積りに乗じている査定率を、現在の70~80%台などという高率から大幅に引き下げると共に、落札価格の動向や民需案件の価格レベルも参考

にして、臨機応変に下方修正を行い、妥当な価格レベルに近づける努力をする、

- ④価格が高額であることを招来するだけの最低制限価格は撤廃するか、あるいは現状の90～95%などというべラボウな高率から大幅に引き下げる（Ex. 60%台）、
- ⑤1件当たりの応札業者数が異常に少ない、特に1社応札＝無競争などというのは競争入札とは言えない訳で、欧米等では常識である「最低でも5社以上の応札」を目安に入札成立の条件を厳しく設定し、あるいはその方向になるように入札の仕組みを変え、業者を指導する、
- ⑥“不自然な入札結果”が分かった場合は、直ちに調査を行い、談合に繋がるような疑わしい事実が判明した場合には業者に指導・警告を行うと共に、必要に応じ法に従った厳正な対処をする、
- ⑦入札参加業者の選定に際し、形式的要件のチェックのみならず、安全性／信頼性が強く求められる昇降機設備の供給業者としての適格性について、実質的な資格審査を定期的に行う、

2 請求者

(略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成28年9月19日

横浜市監査委員あて

(参 考) 事実証明書目録 (原文を基に監査委員作成)

- ・別紙
- ・横浜市発注昇降機 (エレベータ・エスカレータ) 設備工事入札の件
- ・横浜市発注昇降機 (エレベータ・エスカレータ) 設備工事入札の件 (No. 2)
- ・横浜市・港南区/南区/金沢区総合庁舎 価格比較
- ・横浜市・港南区総合庁舎
- ・横浜市・南区総合庁舎
- ・横浜市・金沢区総合庁舎
- ・横浜市2015年度プロジェクト価格比較A (P11-45/60)
- ・横浜市2015年度プロジェクト価格比較B
- ・横浜市・2015年度入札案件その1
- ・横浜市・2015年度入札案件その2
- ・横浜市・2015年度入札案件その3
- ・横浜市・2015年度入札案件その4
- ・新潟大学医歯学総合病院外来診療棟
- ・警視庁鮫洲運転免許試験場庁舎棟
- ・宮崎大学 (木花) 基幹整備 (エレベータ) 更新工事
- ・琉球大学 (上原他) ライフライン再生
- ・横浜市昇降機設備工事2008~2015年度入札総括表
- ・<横浜市>昇降機設備工事入札案件リスト (対象: 2008年度)
- ・<横浜市>昇降機設備工事入札案件リスト (対象: 2009年度)
- ・<横浜市>昇降機設備工事入札案件リスト (対象: 2010年度)
- ・<横浜市>昇降機設備工事入札案件リスト (対象: 2011年度)
- ・<横浜市>昇降機設備工事入札案件リスト (対象: 2012年度)
- ・<横浜市>昇降機設備工事入札案件リスト (対象: 2013年度)
- ・横浜市 (2014年度) (1/2)
- ・横浜市 (2014年度) (2/2)
- ・横浜市 (2015年度) (1/1)

【参考条文】

地方自治法（抜粋）

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（抜粋）

（発注者の責務）

第 7 条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第 167 条の 10

- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

横浜市契約規則（抜粋）

（最低制限価格の決定）

第 13 条の 3 市長は、令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号の定める範囲内で定めるものとする。

(1) 工事又は製造(物品の製造を除く。)の請負の契約 予定価格の 10 分の 9.5 から 10 分の 7 まで

(2) 前号に掲げる契約以外の契約 予定価格の 10 分の 8.5 から 10 分の 6 まで

(最低制限価格を設定した場合の手続)

第 21 条の 3 市長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が最低制限価格に満たないときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

横浜市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱（抜粋）

（最低制限価格の算出方法）

第 3 条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出する額とする。

- (1) 「直接工事費の額に 10 分の 10 を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額」、「現場管理費相当額に 10 分の 9 を乗じて得た額」及び「一般管理費相当額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額」の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9.5 を乗じて 100 分の 100.5 で除して得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.5 を乗じて 100 分の 100.5 で除して得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。）に 100 分の 100.00 から 100 分の 100.50 の範囲内で無作為に抽出して得た数を乗じて得た額